

千葉県人とねこの共生実行委員会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、「千葉県人とねこの共生実行委員会（以下「実行委員会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 委員会は、飼い主のいないねこの不妊去勢手術を実施してみだりな繁殖を防ぐとともに、地域ねこ活動を支援することにより、人とねこの調和のとれたまちづくりを実現することを目的とする。

(事業内容)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 飼い主のいないねこの不妊去勢事業
- (2) 地域ねこ活動の普及促進事業
- (3) 地域ねこ活動団体への助成事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 実行委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物の愛護を目的とする団体の代表者
- (2) 獣医師団体の代表者
- (3) 千葉県職員
- (4) 千葉県動物愛護推進員
- (5) その他学識経験者等

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長1名
 - (3) 監事2名
- 2 会長は、委員の中から互選する。
- 3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計その他の事務を監査する。

(任期)

第7条 役員及び委員の任期は、第2条に掲げる目的が達成されるまでとする。ただし、特別な理由があるときはこの限りではない。

(報酬等)

第8条 役員及び委員の報酬は無給とする。ただし、旅費等を支払うことができる。

(招集)

第9条 実行委員会は、会長が招集するものとする。

2 会長は必要に応じて関係者等に対し、委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(認定小委員会)

第10条 実行委員会には、第3条に掲げる事業を実施する事業実施主体を認定するために認定小委員会を置くことができる。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、財団法人千葉県動物保護管理協会に置く。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 寄付金
- (2) その他の収入

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(決算)

第14条 実行委員会の決算は、会計年度終了又は事業完了のいずれか早い日の後、速やかに監事の監査を経て、実行委員会の承認を得なければならない。

(解散)

第15条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

2 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、会議で協議の上処理する。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(1) この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

(2) 第13条の規定に関わらず、実行委員会設立年度に係る会計年度については、設置日から翌年の3月31日までとする。